

B E L S 評価業務 料金規程

2025 年 4 月 1 日

日本確認センター株式会社

(目的)

第1条 この規定は、別に定める「BELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、日本確認センター株式会社(以下「当機関」という。)が実施する、BELS評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1から別表3に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込により納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 当機関と申請者は、別途協議により一括納入その他別の納入方法をとることができるものとする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 当該業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。

(2) その他当機関が必要と認めたとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 申請者の非協力その他当機関の責めに帰することのできない事由により業務期日が延期になったとき。

(2) 別表1から別表3に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないと当機関が判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、当機関の責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定：平成29年 7月 7日

改訂：令和 3年 4月 1日

改訂：令和 5年 4月 1日

改訂：令和 7年 4月 1日

別表 1 非住宅建築物に係る評価料金

(単位：円、税込金額)

評価対象面積	通常の計算法(標準入力法)	モデル建物法
200 m ² 以下の建築物	132,000	66,000
200 m ² を超え、500 m ² 以下の建築物	165,000	88,000
500 m ² を超え、2,000 m ² 以下の建築物	264,000	165,000
2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下の建築物	352,000	220,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下の建築物	484,000	308,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以下の建築物	572,000	418,000
20,000 m ² を超える建築物	990,000	

1. 変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表当初申請料金の2分の1の額とする。
2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定において適合判定通知書等を当機関で交付している建築物について、以下(1)～(3)のいずれかの書類を添付してBELS評価の審査を省略する場合の料金は33,000円(税込)とする。
 - (1) 「計画書」及び「適合判定通知書」のそれぞれの写し
 - (2) 「変更計画書」及び「適合判定通知書」のそれぞれの写し
 - (3) 「軽微変更該当証明申請書」及び「軽微変更該当証明書」のそれぞれの写し

別表 2 住宅建築物に係る評価料金

(1) 一戸建ての住宅の評価料金

(単位：円、税込金額)

単独申請	併願申請
38,500	13,200

1. 併願申請は、省エネ基準適合判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。
2. 変更申請料金は、対象となる住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。
3. 他機関で省エネ基準適合性判定を行っている場合の料金は、33,000円(税込)とする。
4. 当機関で建築確認申請をし、省エネ基準適合義務化による基準省令に基づく基準：(仕様基準・誘導仕様基準)により省エネ適合性判定を省略している場合の料金は単独申請料金から30%減額とする。

(2) 共同住宅等の評価料金

(単位：円、税込金額)

単独申請		併願申請	
住戸部分の申請に係る戸数(基本料金+戸当たり料金×評価住戸数)		共用部分	
2～15戸	16戸以上	2～15戸	16戸以上
110,000+2,200×N(評価住戸数)	143,000+2,200×N(評価住戸数)	88,000	110,000
		55,000	

1. 併願申請は、省エネ基準適合判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。(共用部分未計算の場合、共用部分の料金を加算する)
2. 変更申請料金は、対象となる住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。
3. 他機関で省エネ基準適合性判定を行っている場合の料金は、66,000円(税込)とする。
4. 当機関で建築確認申請をし、省エネ基準適合義務化による基準省令に基づく基準：(仕様基準・誘導仕様基準)により省エネ適合性判定を省略している場合の料金は単独申請料金から30%減額とする。

別表 3 その他手続きに係る料金

(単位：円、税込金額)

手 続 きの 種 類	申 請 料 金
評価書の再交付	11,000
シール、プレート、及び電子データの交付	別途見積もり